

# 2024年財政検証について

FDSグループ代表

吉富明彦

EIジェントバンク(FDSグループ) 主任研究員

関戸恵子

今年(2024年)7月3日、社会保障審議会年金部会(厚生労働省)で公的年金制度の財政検証の結果が公表された。結果の概要を確認するとともに、年金財政の課題等について考えてみる。

## 1. 財政検証とは

「財政検証」とは、少なくとも5年ごとに公的年金の財政の健全性を検証するものである(厚生年金保険法および国民年金法)。

年金には支払った保険料を積み立ててこれを年

金支払いに充てる「積立方式」と、現役世代の支払う保険料で高齢者の年金を支払う仕送り型の「賦課方式」がある。日本

の公的年金は賦課方式であるが、積立金も利用する「修正積立方式」で行われている。

積立方式は積立金の運用成果が年金財政に影響し、一方の賦課方式は人口構造(現役世代と年金受給世代の割合等)が年金額等に影響する。これらの影響度合いを長期的に検証するのが財政検証である。

また、財政検証には、「所得代替率」という指標が用いられる。これは、夫が厚生年金の加入者(会社員等)で妻が専業主婦の片働き世帯をモデルとし、「夫婦2人の基礎年金十夫の厚生年金」+「現役男子の平均手取り収入額」によって算出される。ちなみに2024年度の所得代替率は61.2%であったが、政府の年金制度改革の目安は、この数値が

採用されている。

## 時代にそぐわない片働き世帯のモデル年金

「日本の将来推計人口(2023年4月)」(国立社会保障・人口問題研究所)の出生率・死亡率に基づき、それぞれ高・中・低位を前提として、また今回から、入国超過数も考慮されている。

(2) 労働力の前提

「労働力需給の推計(2024年3月)」(労働政策研究・研修機構)の下、労働参加進展シナリオ・労働参加漸進シナリオ・労働参加現状シナリオの三つの前提が採用されている。

## 3. 財政検証の結果

財政検証は次の3部構成である。

(1) 財政見直し

2-1(3)の四つのケースにおける、給付水準調整後の所得代替率は次の通りである(カッコ内は給付水準の調整終了年度)。

A. 56.9%(2037年度)

B. 57.6%(2037年度)

C. 50.4%(2057年度)

D. 2059年に国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式になる。保険料と国庫負担のみの所得代替率は33~37%程度。

なお、A高成長実現ケースよりB成長型経済移行・継続ケースを目標すべき姿としている。

また所得代替率は前回(2019年)より改善

(1) 人口の前提

財政検証は、将来の年金財政を予測するため、前提が必要である。前提として、次の三つが使用される。

「経済の前提」

「年金財政における経済前提に関する専門委員会(2024年4月)」(社会保障審議会年金部会)が設定した4ケース

A. 高成長実現ケース

B. 成長型経済移行

C. 継続ケース

D. 過去30年投影ケース

厚労省はB成長型経済移行・継続ケースを目標すべき姿としている。

また所得代替率は前回(2019年)より改善

政検証より早期化している。ただし中身をみると、Aでは厚生年金の報酬比例部分が調整なしの一方、国民年金部分が2039年度に近づいている。報酬比例部分と基礎年金部分の差が大きい。担のみの所得代替率は33~37%程度。

なお、A高成長実現ケースよりB成長型経済移行・継続ケースを目標すべき姿としている。

また所得代替率は前回(2019年)より改善

週10時間以上の全ての被用者に適用すると、61.2%(調整なし)に改善(約860万人増)。

⑤標準報酬月額の上限の見直し

厚生年金の年金保険料計算における標準報酬月額の上限は現行65万円である。つまり、これ以上の収入があっても年金保険料は増えない。

この上限を75万円や83万円、98万円に見直した場合、年金財政にはプラスに作用し、報酬比例部分の所得代替率が微増(1%未満)する。

(4) 年金分布推計

今回の財政検証から、1人分の平均年金額と年金月額の分布のグラフが提示された。B・Cケースによる現在30歳、40歳、50歳の男女の65歳時の年金額は、2024年時点の65歳の人の年金額よりそれぞれ増額する見込みである。

③マクロ経済スライドの調整期間の一致

3-1(2)で見たように、厚生年金に比べ基礎年金は財政状態が悪いため、基礎年金の調整期間の方が厚生年金より長い。そこで厚生年金(報酬比例部分)の積立金を基礎年金側に充当し、調整期間を一致させると、61.2%(調整なし)に改善する。

④65歳以上の在職高齢者の年金の仕組みの撤廃

就労により一定以上の賃金を得ている65歳以上の高齢厚生年金受給者に、収入によって高齢厚生年金の一部または全部を支給停止するのが「在職高齢年金制度」である。

これを撤廃した場合、年金給付が増える分年金財政には負担になるが、高齢者の就業意欲の増加

につながるも期待される。

⑥標準報酬月額の上限の見直し

厚生年金の年金保険料計算における標準報酬月額の上限は現行65万円である。つまり、これ以上の収入があっても年金保険料は増えない。

この上限を75万円や83万円、98万円に見直した場合、年金財政にはプラスに作用し、報酬比例部分の所得代替率が微増(1%未満)する。

(4) 年金分布推計

今回の財政検証から、1人分の平均年金額と年金月額の分布のグラフが提示された。B・Cケースによる現在30歳、40歳、50歳の男女の65歳時の年金額は、2024年時点の65歳の人の年金額よりそれぞれ増額する見込みである。

③マクロ経済スライドの調整期間の一致

3-1(2)で見たように、厚生年金に比べ基礎年金は財政状態が悪いため、基礎年金の調整期間の方が厚生年金より長い。そこで厚生年金(報酬比例部分)の積立金を基礎年金側に充当し、調整期間を一致させると、61.2%(調整なし)に改善する。

④65歳以上の在職高齢者の年金の仕組みの撤廃

就労により一定以上の賃金を得ている65歳以上の高齢厚生年金受給者に、収入によって高齢厚生年金の一部または全部を支給停止するのが「在職高齢年金制度」である。

これを撤廃した場合、年金給付が増える分年金財政には負担になるが、高齢者の就業意欲の増加

につながるも期待される。

⑥標準報酬月額の上限の見直し

厚生年金の年金保険料計算における標準報酬月額の上限は現行65万円である。つまり、これ以上の収入があっても年金保険料は増えない。

この上限を75万円や83万円、98万円に見直した場合、年金財政にはプラスに作用し、報酬比例部分の所得代替率が微増(1%未満)する。

(4) 年金分布推計

今回の財政検証から、1人分の平均年金額と年金月額の分布のグラフが提示された。B・Cケースによる現在30歳、40歳、50歳の男女の65歳時の年金額は、2024年時点の65歳の人の年金額よりそれぞれ増額する見込みである。

③マクロ経済スライドの調整期間の一致

3-1(2)で見たように、厚生年金に比べ基礎年金は財政状態が悪いため、基礎年金の調整期間の方が厚生年金より長い。そこで厚生年金(報酬比例部分)の積立金を基礎年金側に充当し、調整期間を一致させると、61.2%(調整なし)に改善する。

④65歳以上の在職高齢者の年金の仕組みの撤廃

就労により一定以上の賃金を得ている65歳以上の高齢厚生年金受給者に、収入によって高齢厚生年金の一部または全部を支給停止するのが「在職高齢年金制度」である。

これを撤廃した場合、年金給付が増える分年金財政には負担になるが、高齢者の就業意欲の増加

につながるも期待される。

⑥標準報酬月額の上限の見直し

厚生年金の年金保険料計算における標準報酬月額の上限は現行65万円である。つまり、これ以上の収入があっても年金保険料は増えない。

この上限を75万円や83万円、98万円に見直した場合、年金財政にはプラスに作用し、報酬比例部分の所得代替率が微増(1%未満)する。

(4) 年金分布推計

今回の財政検証から、1人分の平均年金額と年金月額の分布のグラフが提示された。B・Cケースによる現在30歳、40歳、50歳の男女の65歳時の年金額は、2024年時点の65歳の人の年金額よりそれぞれ増額する見込みである。

③マクロ経済スライドの調整期間の一致

3-1(2)で見たように、厚生年金に比べ基礎年金は財政状態が悪いため、基礎年金の調整期間の方が厚生年金より長い。そこで厚生年金(報酬比例部分)の積立金を基礎年金側に充当し、調整期間を一致させると、61.2%(調整なし)に改善する。

④65歳以上の在職高齢者の年金の仕組みの撤廃

就労により一定以上の賃金を得ている65歳以上の高齢厚生年金受給者に、収入によって高齢厚生年金の一部または全部を支給停止するのが「在職高齢年金制度」である。

これを撤廃した場合、年金給付が増える分年金財政には負担になるが、高齢者の就業意欲の増加

につながるも期待される。

⑥標準報酬月額の上限の見直し

厚生年金の年金保険料計算における標準報酬月額の上限は現行65万円である。つまり、これ以上の収入があっても年金保険料は増えない。

この上限を75万円や83万円、98万円に見直した場合、年金財政にはプラスに作用し、報酬比例部分の所得代替率が微増(1%未満)する。

(4) 年金分布推計

今回の財政検証から、1人分の平均年金額と年金月額の分布のグラフが提示された。B・Cケースによる現在30歳、40歳、50歳の男女の65歳時の年金額は、2024年時点の65歳の人の年金額よりそれぞれ増額する見込みである。

## ソルベンシー規制の国際動向

— 保険会社の資本規制を中心に[改訂版] —

中村 亮一 ニッセイ基礎研究所 著

保険会社の財務健全性の国際基準となるソルベンシー(支払能力)規制における2025年のグローバルな動きや新たな動向を実務者向けに解説

ISBN978-4-89293-470-4 ●A5判・454頁 ●定価4,950円(税込) / 送料495円(税込)

お申込みはFAXまたはWEBで FAX 03-5816-2863 https://www.homai.co.jp/

保険毎日新聞社 東京都台東区台東4-14-8 7F 03-5816-2861



▲詳細はこちら